

I 次の文章を読んで、後の問い(問1～13)に答えよ。(配点 75)

甲

漢語は、もともと中国の漢民族の言葉である。しかし中国以外の国においても、日本漢語、朝鮮漢語、ベトナム漢語、などのように、それぞれの国で漢字を組み合わせて独自の言葉を作ることが行われた。

日本漢語については、和製漢語、新漢語など、さまざまなイシヨウ^aがある。それぞれの意味も、文章の書き手によって微妙に違う。本稿では論旨の混乱を避けるために、日本漢語と和製漢語、新漢語の三つの語を、以下のように定義して用いることにしたい。

・和製漢語 「二応」「家来」「尾籠^{びろう}」など、日本人の生活に密着した独特の漢語。中国人が読んでもわからない漢語が多い。

・新漢語 「科学」「進化」「経済」「自由」「権利」「民主主義」など、近代西洋の概念やブンブツ^bを翻訳する過程で日本人が考案した漢語。中国や朝鮮にも輸出されたので、中国人が読んでもわかる漢語が多い。

^A・日本漢語 和製漢語と新漢語の総称。

I は、江戸から明治にかけて、日本の学者たちが考案した漢語である。

清朝末期の中国でも、西洋のブンブツの漢語訳が案出された。例えば telephone (電話) は「徳律風」、evolution (進化) は「天演」と訳された。ところが、清末に大量の中国人留学生が日本に留学したこともあり、中国人が工夫した漢語はすたれてしまい、中国でも日本人が考案した新漢語がそのまま使われるようになった。電話は「ディエンホア」、進化は「ジンホア」と、発音こそ中国語であるが、文字は日本語そのままである。それとともに「手続」「取消」「場合」といった和語も、
II として中国語に吸収された(それぞれの単語の発音は、中国語の漢字音で読まれる)。

現代中国語の「高級語彙」は、実は、半分以上が
III である。例えば、中国語で「中華人民共和国憲法規定的権利和義務」(中華人民共和國憲法がさだめる権利と義務)と言うとき、純粹な中国漢語は「中華」「規定」「的(の)」「和(と)」だけで、「人民」も「共和国」も「憲法」も「権利」も「義務」も、日本漢語からの
IV である。日本漢語を使わなければ、今日の中国人は、一刻たりとも文明生活を営めぬ状態になっている。

中国社会科学院の李兆忠氏は、こう述べている。
「たとえば、『金融』『投資』『抽象』など、現代中国語の中の社会科学に関する語彙の六〇～七〇%は、日本語から来たものだ」という統計がある。

漢字文化圏に属する多くの国家や民族を見回して見ると、漢字をこのように創造的に『すり替え』、もう一つの漢字王国を樹立し、かつまた中国語へ『恩返し』しているのは、日本だけだ。

(中略) もし日本が、漢字を借用して西洋の概念を置き換えることをしなかったら、現代の中国語はいったいどのようなようになっていただろうか。おそらく今よりも寂しいものになっていたのではな

いだろうか。多分、強い刺激や栄養に欠けているため、すばやく『近代化』することが難しくなつたに違いない。

こうした角度から見れば、日本語の中国語への『恩返し』の功績を、われわれは決して忘れてはならないのである」(月刊『人民中国』二〇〇三年三月号「漢字が表す二つの世界」より)

幕末・明治の知識人

清朝末期の中国で、西洋の概念の漢語訳を工夫したのは、主として士大夫と呼ばれる上流知識階級だった。いっぽう、幕末から明治にかけて日本で新漢語を考案したのは、中流実務階級だった。

数々の新漢語を考案した西周(にしあまね)(一八二九〜一八九七)は藩医の子、福沢諭吉(一八三五〜一九〇一)は下級藩士の子、中江兆民(一八四七〜一九〇一)は足輕(あしがら)の子だった。いずれも、中流実務階級の出身者である。西周や福沢は、若いころ、当時は必須の教養だった漢詩文の勉強をした。中江兆民は、少年時代の勉学環境に恵まれなかったため、ルソーの『民約論』を日本語に訳すにあたって、わざわざ漢学塾に入りなおして漢文を勉強した。彼らが考案した新漢語がすぐれていたのは、漢文の素養のおかげである。

江戸時代から明治にかけて、漢文は「生産財としての教養」であった。日本の中流実務階級にとって、漢詩文はフウガな趣味ではなく、ア生産的な教養であった。

明治に活躍した人物たちには、漢詩文を巧みに書いた者が多い。政治家の伊藤博文(一八四一〜一九〇九)や副島種臣(そんじまたねおみ)(一八二八〜一九〇五)。文豪の夏目漱石(一八六七〜一九一六)や森鷗外(一八六二〜一九二二)。軍人の山県有朋(やまがたありとも)(一八三八〜一九二二)、乃木希典(のぎまれすけ)(一八四九〜一九二二)、広瀬武夫(一八六八〜一九〇四)。幕末維新期に生を受けた彼らは、漢詩文を読むだけでなく、書くこともできた。これは、江戸時代の蓄積のおかげだった。

例えば、日露戦争の旅順港閉塞作戦で戦死し、軍神とうたわれた広瀬武夫も、数多くの漢詩を書き残している。彼はロシアに滞在していたとき、恋人のアリアズナ・コヴァレフスカヤ(ロシア貴族コヴァレフスキー少将の令嬢)に、プーシキンの詩「ノーチ」(夜)を漢詩に訳して書きあたえた。

(中略)

漢文レベルのさらなる低下と敗戦

昭和という元号は、漢文の古典『書経』(しよきやう)の堯典(ぎやうてん)の語句、

百姓昭明、協和万邦(ひやくせい)(百姓昭明にして、万邦を協和す)

から取ったものである。百姓は、純正漢文では「天下の人民」の意味である。日本語「ひやくしよう」とは意味が違う。

儒教の古典のなかでも、『書経』は最も難解なものの一つである。また、第二次世界大戦のころまで、日本語には、勇壮な漢文口調のスローガンがあふれていた。

V

には、まだ漢文の教養は健在であるかのようにも見えた。

しかし実際には、日本人の漢文レベルは、大正期よりもさらに低下していた。

昭和に活躍した軍人や政治家で、明治の伊藤博文や乃木希典のような漢詩を作れた者はいなかった。また江戸や明治には、政治家のブレインやオピニオン・リーダーとして大きな影響をふるった漢学者がハイシュツされたが、昭和に入ると、そのような政治的影響力をもつ漢学者も、めっきり減った。

日中戦争でも、日本政府が漢学者の見識を積極的に活用して成功したり、日本の軍人や政治家が漢詩を詠んで中国人の心に訴えるようなことは、一度もなかった。

学者や文学者のなかには、巧みな漢詩文を書ける者も残っていた。しかし総じて、昭和の日本においては、漢文は、すでに「消費財としての教養」になっていた。漢文口調は、気分を盛りあげるなど、いわばアクセサリーにすぎなくなっていたのである。

(中略)

Z

昭和二十年以降、日本人の漢文レベルは、ますます低下した。

国語の教科書や、高校や大学の入学試験に「漢文」があるおかげで、漢文教育はかろうじて生き残った。しかし、日本人が読む漢詩文の量はゲキテキに減った。昭和四十七年（一九七二）の日中国交正常化のとき、日本全国で中国ブームがわきおこり、漢詩や漢文への興味が高まったこともあったが、大正時代以降、日本人の漢文的教養は、VI に「消費財としての教養」となったまま、今日に至っている。

平成の日本でも、漢詩文を愛読する人々は、けっこういる。漢詩の作りかたを習う人さえいる。しかし、そうした人々が漢詩や漢文に求めるのは、おおむね、I である。

なかには「生産財としての教養」を漢文に求める人も、いないわけではない。しかし、それらの人々の関心も、例えば「孫子の兵法に学ぶシヨセイの知恵」といったノウハウ的な分野に限られる。

二十一世紀の今日、漢文的教養の潜在的必要性は、高まりつつある。例えば、江戸から明治にかけて、日本の知識人は、豊かな漢文の素養を生かして、次々とセンスのよい新漢語を考案した。ところが、昭和から平成にかけての日本人は、漢文の素養を失ってしまったため、新漢語を作れなくなってしまった。

一例をあげると、今日の日本人は、「パソコン」にあたる漢語さえ考案できず、中国人が考案した「電腦」を輸入して使っている。カタカナの外来語をなんでも新漢語に置き換えればよい、というわけではない。しかし今日の中国で、パソコンやインターネット関連の用語をほとんど「新漢語」に置き換え、自国民にわかりやすいものに行っている様子を見ると、まるで明治期の日本のような勢いを感じる。

かつての日本の強みは、中流実務階級が優秀で勤勉だったことにあった。その中流実務階級は、江戸から明治にかけて、「生産財としての教養」として漢文をもっていた。ところが、今日の日本の中流実務階級は、かつての漢文のような強力な教養を、バックボーンとしてもっていない。幕末

の若き志士たちは、出身階層や藩が違っても、漢詩漢文という共通の素養をもとに、国造りの理念について熱い論議をかわすことができた。しかし平成の若者が共通の教養としてもっているのは、マンガやアニメなどのサブカルチャーだけである。論議をするのはケータイのショートメールか「2ちゃんねる」への書き込みが精一杯、という状態である。

昭和のころは中流実務階級が健在で、日本社会のいたるところで日本の発展を支えていた。平成の今日では、中流実務階級そのものが崩壊の危機に瀕し、「下流社会」が流行語となっている。

現代の日本の政治家は、少数の「勝ち組」のパワーで日本社会が浮上できると勘違いしているように、筆者には思える。たしかに、中国やアメリカのような大陸国家なら、そんな方式も可能かもしれない。しかし、日本のような島国社会では、中流実務階級の知力を充実させることこそが、国全体の活力を高める早道である。それは江戸から明治にかけての日本の歴史をふりかえれば、あきらかである。

（加藤徹「漢文の素養 誰が日本文化をつくったのか？」（光文社2006年）

（注） 尾籠：不潔やわいせつ、無礼であること。またはそのさま。

※ 問題作成にあたり、本文を一部改変した。

問1 傍線部 a～f のカタカナを漢字に直せ。解答は解答用紙の所定欄に読みやすいはっきりした楷書体で書くこと。解答番号は ～ 。

a イシヨウ

b ブンブツ

c フウガ

d ハイシユツ

e ゲキテキ

f ショセイ

問2 空欄

I

～

IV

に入る語の組み合わせとして最も適当なものを、次の①～⑨のうちから一つ選べ。解答番号は

7

- ① I－和製漢語 II－外来語 III－日本漢語 IV－中国漢語
- ② I－和製漢語 II－日本語 III－中国漢語 IV－輸入語
- ③ I－和製漢語 II－中国漢語 III－和製漢語 IV－輸入語
- ④ I－新漢語 II－外来語 III－日本漢語 IV－借用語
- ⑤ I－新漢語 II－日本語 III－中国漢語 IV－和製漢語
- ⑥ I－新漢語 II－中国漢語 III－和製漢語 IV－輸入語
- ⑦ I－日本漢語 II－外来語 III－日本漢語 IV－中国漢語
- ⑧ I－日本漢語 II－日本語 III－中国漢語 IV－和製漢語
- ⑨ I－日本漢語 II－中国漢語 III－和製漢語 IV－借用語

問3 空欄

V

に入る語として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

8

- ① 表面的 ② 消極的 ③ 理想的
- ④ 根源的 ⑤ 積極的 ⑥ 理念的

問4 空欄

VI

に入る語として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

9

- ① 学問的 ② 墮落的 ③ 例外的
- ④ 文学的 ⑤ 没落的 ⑥ 基本的

問5 空欄

A

一つ選べ。解答番号は

10

- ① 実社会で仕事をするための
- ② 実社会で名声を博すための
- ③ 実社会で小説家になるための
- ④ 実社会で便利に暮らすための
- ⑤ 実社会でモノづくりをするための
- ⑥ 実社会で豊富な経験を積むための

問6

空欄

イ

に入るものとして最も適当なものを、次の①～⑥のうちから

一つ選べ。解答番号は 11。

- ① 現代ビジネスに不可欠な幅広い教養
- ② 現代をよりよく生きるための生活術
- ③ 現代の政治の変革に求められる大義
- ④ 現代の忙しい生活で得られぬ安らぎ
- ⑤ 現代人を豊かにするサブカルチャー
- ⑥ 現代の入試における点を増やす知識

問7

傍線部A「日本漢語」ではないものを、次の①～⑧のうちから二つ選べ。ただし、二つとも正解しなければ点を与えない。解答は、解答番号 12 の二ヶ所にマークすること。

- ① 人民 ② 義務 ③ 進化 ④ 電腦
- ⑤ 一応 ⑥ 抽象 ⑦ 規定 ⑧ 自由

問8

傍線部B「創造的に『すり替え』」ることの説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 13。

- ① 中国漢語から意味を変えずに、漢字の読み方を独自に変化させたこと。
- ② 中国漢語から読み方を変えずに、漢字の意味を独自に変化させたこと。
- ③ 中国漢語を参考にしながら、自国の文化に合う漢語を一から創造すること。
- ④ 中国漢語を参考にしながら、自国の文化に合う漢語を新たに創造すること。
- ⑤ 中国漢語には本来なかった語彙を、独自の仕方で新たな漢語として考案すること。
- ⑥ 中国漢語に対抗するために、創造力を駆使し、新たな漢語を独自に作り出すこと。

問9 傍線部C「漢文的教養の潜在的必要性は、高まりつつある」の理由として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 14。

- ① 平成の日本においても、人生をよりよく生きるための生活術を求めて、漢詩文を愛読する人々のみならず漢詩の作り方を習う人までいるから。
- ② 昭和のころは中流実務階級が日本の発展を支えていたにもかかわらず、「下流社会」が流行語になるようでは、今後の日本の発展はどうてい望めないから。
- ③ 昭和から平成にかけて日本人は、漢文の素養を失ってしまったため、今後の日本の発展には再び新漢語を作ることこそが、必要になってくるから。
- ④ 漢文の素養がなかった中流実務階級が昭和においては日本の発展を支えてきたことを考えると、中流実務階級そのものが崩壊の危機に瀕している今こそ、再び新漢語を作ることが必要になっているから。
- ⑤ 江戸から明治にかけて日本の知識人は豊かな漢文の素養を生かし、次々とセンスのよい新漢語を考案してきたが、現代の日本の政治家は、少数の「勝ち組」のパワーで日本社会が浮上できると勘違いしてしまっているから。
- ⑥ 今の日本の中流実務階級がかつての漢文のような強力な教養をバックボーンとしてもっていないことを考えると、日本のような島国社会の場合、中流実務階級の知力の充実こそが、国全体の活力を高めるためには求められるから。

問10 傍線部D「生産財としての教養」を使う例に該当しないものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 15。

- ① 新漢語を考案する
- ② 国造りの理念を論議する
- ③ 趣味の一環として漢詩を作る
- ④ 中流実務階級が書類を作成する
- ⑤ 軍人・政治家が国威発揚をはかる
- ⑥ 漢学者が高度に専門的な学術論文を執筆する

問11 空欄

甲

に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解答番号は **16**。

- ① 新漢語と中国
- ② 和製漢語と中国
- ③ 日本漢語と中国
- ④ 日本漢語の乱立
- ⑤ 中国漢字の現在
- ⑥ 「恩返し」としての純正漢語
- ⑦ 「恩返し」としての和製漢語
- ⑧ 鶴の「恩返し」ならぬ日本の「恩返し」

問12

空欄

乙

に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解答番号は **17**。

- ① 昭和・平成の漢文的教養
- ② 昭和・平成の中流実務階級の消滅
- ③ 幕末の志士たちの国造りの理念と漢文
- ④ 現代日本の中流実務階級の危機と「下流社会」
- ⑤ 現代日本の中流実務階級の国造りの理念と漢文
- ⑥ 現代日本におけるサブカルチャーとしての漢文
- ⑦ 現代における漢文レベルのさらなる低下と政治家
- ⑧ 現代における漢文レベルのさらなる低下と島国日本

問13

本文の内容に合致するものを、次の①～⑨のうちから二つ、選べ。ただし、二つとも正解しなければ点を与えない。解答は、解答番号 18 の二ヶ所にマークすること。

- ① 第二次世界大戦のころまで、日本語には勇壮な漢文口調のスローガンがあふれていたが、明治の伊藤博文や乃木希典のような漢詩を作れた者は昭和に活躍した軍人や政治家のなかにはほとんどいなかったし、大きな政治的影響力をもった漢学者はさらに少なかった。
- ② 昭和という元号は、『書経』の堯典の語句に由来するが、そこで登場する百姓は、純正漢文においては「天下太平の人民」の意味であり、日本語において農民を表す「ひやくしゅう」とは意味を異にする。
- ③ 数多くの新漢語を考案した西周は藩医の子、ルソーの『民約論』の訳者として知られる中江兆民は足軽の子というように、いずれも中流実務階級の出身者であったが、上流階級出身の小説家の森鷗外や日清戦争の軍神とうたわれた広瀬武夫と同等の漢文の素養があった。
- ④ 日本漢語は和製漢語と新漢語に大別されるが、和製漢語には「経済」や「権利」などの我々の生活に密着した漢語が含まれるのに対して、新漢語には「電話」や「進化」など近代西洋に特有の概念を日本語に翻訳する過程で考案された漢語が含まれる。
- ⑤ 現代中国語の中の社会科学に関する語彙の六〇～七〇％は、日本語から来たものだと統計があるが、現在の中国では、パソコンやインターネット関連の用語をほとんど「新漢語」に置き換え、自国民にわかりやすいものになっている。
- ⑥ 江戸から明治にかけて、中流実務階級は「生産財としての教養」として漢文をもっており、幕末の若き志士たちが、たとえ出身階層や藩が異なっていたとしても、国造りの理念について熱い論議をかわすことができたのは、漢詩漢文という共通の素養があったからである。
- ⑦ 中国社会科学院の李兆忠氏によれば、朝鮮漢語やベトナム漢語と言われるように、漢字文化圏に属する国家や民族は多いが、中国語へ「恩返し」というかたちで中国の「近代化」に貢献したのは日本だけであり、このことは日本人がいかに西洋文化に傾倒していたかを表している。
- ⑧ 論旨の混乱を避けるため、一般的には、和製漢語は中国人が読んでもわからない漢語、新漢語は中国や朝鮮に輸出され中国人が読んでもわかる漢語、日本漢語はこれら和製漢語と新漢語の総称と定義される。
- ⑨ 平成の若者たちが共通の趣味として持っているのは、マンガやアニメに代表されるサブカルチャーであり、彼らが行う論議と言えばケータイのショートメールや「2ちゃんねる」への書き込みが精一杯である。

Ⅱ 次の文章を読んで、後の問い(問1～12)に答えよ。(配点 75)

ギャンペルは『中世の産業革命』のなかで、機械時計の出現を近代技術の最初の機械として、中世産業革命の一つに位置づけている。たんなる技術革命としてではなく、それが新しい時間概念の創出に果たした役割を強調している。そのことを別の言葉でいえば、機械時計の出現というハードの革命に対応して、時間文化というか生活における時間意識のソフトの面における革命が、ヨーロッパ社会を大きく変革したといつてよい。

^A 機械時計の出現がもたらした最大の時間革命は、不定時法から定時法への転換である。不定時法というのは、簡単にいえば、日の出から日没までの昼間の時間、および日没から日の出までの夜の時間を、それぞれ十二時間として計算する方法である。したがって昼間の一時間と夜の一時間は、春分と秋分の日を除くと、季節と緯度によって異なるわけである。早い話が緯度の高い北ヨーロッパでは、例えばロンドンの夏は午後十時になってもまだ明るいし、もっと北に位置するスウェーデン北部では夜の**a**ないビヤクヤになる。冬はその逆に夜が長いわけで、夏の昼間と冬の昼間では、同じ一時間でも極端に長さがちがう。それでも農業を生活の基礎とする社会では、太陽と自然のリズムに従って設定された不定時法がもつとも自然に適した時刻制度であった。

ところが機械時計が出現すると、機械がつくる時間は人工の平等な単位時間になる。季節や場所のいかにかわかわらず、昼も夜も、一時間の長さは同じで変わらない。これを定時法というが、

I は何も機械時計の出現によって初めて生まれたわけではなく、古代からその考え方はあった。すなわち II はまた真太陽時ともいって、正午に始まりつぎの正午に終わる一日の時間を二十四等分したものを一単位時間とする方法である。機械時計のない時代では時間の管理がやっかいである一方、日常生活には III の方がはるかに便利で実用に適していた。

しかし機械時計が出現し広く普及しはじめると、機械時計は、昼と夜、季節と場所によってそれぞれ時間単位がちがう IV には合わせにくいのが、単位時間が季節や場所のいかにかわからず一定である V にはびたりと結びつく。そこで機械時計の出現・普及とともに、ヨーロッパでは不定時法から定時法への大転換が起こるのである。

こうして中世ヨーロッパにおける定時法の普及は、イタリアの都市から始まり、イタリアの機械時計とともにアルプスを越えて広がった。イタリアで一日を等分の二十四時間に分けたのは十四世紀初めのこと、そして夜中の一時に一つ、二時には二つといったふうに、等間隔で午前午後それぞれ十二回、最初の鐘を鳴らしたのはサン・ゴツタルド教会の鐘で、一三三五年のことであった。こうして十五世紀になると、機械時計の普及とともにヨーロッパ各地で急速に定時法が採用されるようになる。定時法システムの成立によって、等価等質の労働時間を単位とする商品生産、産業資本成立の基礎的条件がで上がる。

甲

ところで注目すべきは、定時法の普及に積極的であったのは、シンコウ都市市民階級であったということである。というのは、商人や手工業者の間では、「時間」が職業的営みのなかで、貨幣と同じように貴重な価値をもつものとして意識されつつあったからである。利潤が商人や職人の関心

の中心になってくるにつれて、時間の正確な計測がいつそう重要になってきた。新しい時間の尺度は、例えばギルドにおける商取り引きの時間の規制、職人の労働時間の規制など、職業上の目的に使われるようになった。

とくに新しい時間観念が新旧勢力の決定的対立をもたらししたのは、利子をめぐる問題である。というのは、商人高利貸資本の活動は、「^B時間を売ることはできない」とした教会の態度と対立したからである。キリスト教の時間は神学的時間で、神とともに始まり神によって支配されている時間である。時間が神のものである以上、時間を売って利子をとる行為は神を冒瀆ぼうとくするものである。こうして徴利禁止法が十三世紀に神学者、教会法学者によって体系づけられた。

これに対して、商人の時間は利潤に関係する時間であり、時間を組織的・計画的に利用することが営利なのである。だから商人にとって時間とは、アし、それはまた不定時法システムの時間ではなく、定時法システムの時間でなければならぬ。こうして定時法システムのもとで、時間は商人にとって貨幣になり、貨幣は資本に転化する。「タイム・イズ・マネー」といったのは、ずっと後の、十八世紀中ごろのフランクリンであったが、中世末の商人や銀行家はすでにそのことを理解していたのである。

時間の本質が貨幣であるならば、時間は貨幣と同じように正確に計測されねばならない。ヨーロッパ各都市に出現した公共用機械時計は、「教会の時間」に挑戦する「商人の時間」を象徴するものであり、それは自由都市を^cギウジる商人たちの経済的・社会的・政治的支配の道具となった。フランスの歴史家ル・ゴフもいうように、「いたるところ教会のシヨウロウdに向かい合って取り付けられた大時計こそは、時間の秩序において市民共同体運動のもたらした一大革命」だったのである。一大革命とは、近代的資本主義的時間の成立を意味する。それはほぼ時代的には、十五世紀から十六世紀にかけての時期であったといつてよい。

念のためにひと言注意しておく、こうした「商人の時間」と時計の技術革新を受け入れる方向で進んだのは、キリスト教でも西ヨーロッパのローマ教会だけであるということだ。これに対してギリシア正教会は、商人との和解を^eヨウシヤしなかつたばかりか、新思想をとり入れることさえ許さなかつた。二十世紀の現代になつても、十四世紀と同じく、正教会の壁に時計を取り付けることが禁じられているが、それは^c伝統への厳格な服従のためである。

乙

機械時計がつくり出す時間は、抽象的時間であり、知性的時間である。その抽象的・知性的時間とともに近代が始まる。だから近代とは、^d神ではなく、人間が時間を制御し、人間が時間を支配する時代である。その結果、人びとの労働に根本的な変化が起こつた。

すなわち、自然的時間によって支配された農業社会では、職人の仕事といえは時間に縛られないで、何時間でも何日でも満足するまで時間をかけて良い作品をつくるという、作品中心の労働であった。そうした社会では仕事と生活との間にあまり区別がなく、働くことと一日の時間を過ごすこととの間に大きな対立はなかつた。

ところが近代的時間の成立とともに、仕事はいまや時間に縛られた賃労働へと変わってゆく。重要なことは、機械時計の示す人工的時間で表示された労働時間が、いまや労働を規定するようにな

るということである。周知のように、雇用労働がもつとも早く進んでいたのはイギリスである。イギリスにおける作品中心の労働から時間労働への転換は、だいたい十六世紀中ごろから始まったと思われる。

例えば一五二四年の「コヴェントリの賃銀規定」では、「八十ポンドの毛織物一反織る賃銀五シリング」といった作品中心の出来高払い賃銀が掲げられていた。これに対してはじめて全国的な賃銀規定を定めたのが、エリザベス一世女王チカ、一五六三年の「徒弟法」である。ここには基準とすべき一日の労働時間をはつきりと法律で定めていた。すなわち同法第九条の規定はつぎのようになっている。

「すべての職人および労働者——日給または週給で雇われる労働者は、Xから

Yの期間では、朝は時計の示す五時または五時前に仕事につき、夜は時計の示す七時と八時の間まで仕事を続けるべし。但し、朝食、午餐ごさんあるいは飲酒の時間を除く。その時間は多くても一日に二時間半を越えてはならない。YからXまでの期間については、職

人・労働者は朝は夜明けから晩まで、朝食と午餐のために定められた時間を除いて働かねばならない。それに違反したものは、怠惰一時間につき一ペンスを賃銀から差し引かれるべし」

この就労規則をはじめたとき、私はいささか興奮を覚えた。というのは、日本でいえば戦国時代の早い時期に、すでにイギリスでは、賃労働が朝五時から晩七—八時までとはつきり時間によって示され、しかもわざわざ「時計の示す時間」と明記してあるからである。さらに驚くべきことには、厳格な時間による労務管理を支えるものとして、怠惰な労働に対して、一時間さばれば一ペンスを差し引くという苛酷な罰則規定がつけられていることである。一時間さばったために日給から差し引かれる一ペンスがいかに苛酷なものであったかは、当時実働約十二時間半の労働者の日給が、だいたい六—七ペンスであったことを想えば想像がつくであろう。これによって「タイム・イズ・マニー」が、既に现实生活のなかで重みをもっていたことが分かる。しかもその時間は「時計の示す時間」とハウブンsupに明記していたように、公共用機械時計の示す定時法システム下の人工の時間であり、それが人びとすべての共通の時間になっていて、その共通の時間によって秩序的・組織的行動が行われていたのである。

そういう意味では十六世紀中ごろのイギリスでは、時間はまだ共同体のものであった。しかし時間が貨幣になった以上、やがて時間は共同体のものから個人のものになってゆく。それは公共用時計から室内時計あるいはウォッチの出現というハードの発達に対応するわけだから、時間が個人の所有になるといっても、その個人というのは、はじめはまずこうしたハードをもつことのできた王侯・貴族・ブルジョワに限られていた。とりわけ時計をもったブルジョワが時間と労働を支配し、労働者から時間＝賃銀を奪うようになってゆくのは必然である。資本主義はこうしてブルジョワによる時間＝労働支配の過程で成立してくるのである。

(角山榮「時計の社会史」吉川弘文館2014年)

※ 問題作成にあたり、本文を一部改変した。

問1 傍線部 a ～ g のカタカナを漢字に直せ。解答は解答用紙の所定欄に読みやすいはつきりした楷書体で書くこと。解答番号は ～ 。

a	ビヤクヤ	<input type="text" value="19"/>
b	シンコウ	<input type="text" value="20"/>
c	ギユウジ	<input type="text" value="21"/>
d	シヨウロウ	<input type="text" value="22"/>
e	ヨウシャ	<input type="text" value="23"/>
f	チカ	<input type="text" value="24"/>
g	ホウブン	<input type="text" value="25"/>

問2 空欄 I ～ V に入る語の組み合わせとして最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解答番号は 。

①	I ー 定時法	II ー 定時法	III ー 定時法	IV ー 不定時法	V ー 定時法
②	I ー 定時法	II ー 定時法	III ー 不定時法	IV ー 不定時法	V ー 定時法
③	I ー 定時法	II ー 不定時法	III ー 定時法	IV ー 定時法	V ー 不定時法
④	I ー 定時法	II ー 不定時法	III ー 不定時法	IV ー 定時法	V ー 不定時法
⑤	I ー 不定時法	II ー 定時法	III ー 定時法	IV ー 不定時法	V ー 定時法
⑥	I ー 不定時法	II ー 定時法	III ー 不定時法	IV ー 不定時法	V ー 定時法
⑦	I ー 不定時法	II ー 不定時法	III ー 定時法	IV ー 定時法	V ー 不定時法
⑧	I ー 不定時法	II ー 不定時法	III ー 不定時法	IV ー 定時法	V ー 不定時法

問3 空欄 X、Y に入る語として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。空欄 X の解答番号は 、空欄 Y の解答番号は 。ただし、二つとも正解しなければ点を与えない。

- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|--------|
| ① | 一月中ごろ | ② | 三月中ごろ | ③ | 五月中ごろ |
| ④ | 七月中ごろ | ⑤ | 九月中ごろ | ⑥ | 十一月中ごろ |

問4 空欄

ア

に入るものとして最も適当なものを、次の①～⑥のうちから

一つ選べ。解答番号は 29。

- ① 神が保証する職業的時間でなければならない
- ② 神が支配する神学的時間でなければならない
- ③ 神を信仰する伝統的時間でなければならない
- ④ 神を冒瀆する挑戦的時間でなければならない
- ⑤ 神から賜った公共的時間でなければならない
- ⑥ 神から離れた客観的時間でなければならない

問5

傍線部 A 「機械時計の出現がもたらした最大の時間革命は、不定時法から定時法への転換である」といえる理由として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

30。

- ① 不定時法は日の出から日没までの昼間の時間、および日没から日の出までの夜の時間を、それぞれ十二時間として計算する簡単な方法だったから。
- ② 不定時法は緯度の高い北ヨーロッパでは、夏の昼間と冬の昼間では同じ一時間でも極端に長さがちがいで、地域による時間文化の背景となってきたから。
- ③ 不定時法は農業を生活の基礎とする社会において、太陽と自然のリズムに従って設定されたもつとも自然に適した時刻制度であったから。
- ④ 定時法は単位時間が季節や場所のいかんにかかわらず一定であり、機械時計の出現によって人工の平等な単位時間がはじめて成立したから。
- ⑤ 定時法の普及はイタリアの都市から始まり、イタリアの機械時計とともにアルプスを越えてヨーロッパ各地に拡がったから。
- ⑥ 定時法は等価等質の労働時間を単位とする商品生産、産業資本成立の基礎的条件を作り上げたから。

問6

傍線部 B 「商人高利貸資本の活動は、『時間売ることはできない』とした教会の態度と対立した」の理由として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

31。

- ① キリスト教の時間は神学的時間だから。
- ② 時間は貨幣と同じように正確に計測できるから。
- ③ 商人の時間は不定時法ではなく定時法とみなされたから。
- ④ 時間を組織的・計画的に利用することは商人にとって営利だから。
- ⑤ 徴利禁止法が十三世紀に神学者、教会法学者によって体系づけられたから。
- ⑥ 「タイム・イズ・マネー」といったのは十八世紀中ごろのフランクリンであったから。

問7 傍線部C「伝統への厳格な服従のため」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 32。

- ① 不定時法ではなく定時法を採用するため。
- ② 農業を生活の基礎とする社会を維持するため。
- ③ 古代から存在した人工の平等な単位時間を遵守するため。
- ④ 機械時計のない時代におけるやっかいな時間管理の復興のため。
- ⑤ 時間は神とともに始まり神によって支配されているとの信仰のため。
- ⑥ 最初の鐘を鳴らしたのはサン・ゴツタルド教会であるとの敬意を示すため。

問8 傍線部D「近代とは、神ではなく、人間が時間を制御し、人間が時間を支配する時代である」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 33。

- ① 自然的時間によって支配された農業社会から、職人が満足するまで時間をかけて良い作品をつくる作品中心の社会になること。
- ② 時間に縛られた賃労働が仕事となり、機械時計の示す人工的時間で表示された労働時間が労働を規定する社会になること。
- ③ 朝は時計の示す五時または五時前から夜は七時と八時の間までと規定する労働時間から、朝は夜明けから晩までと労働時間を規定する社会になること。
- ④ 厳格な時間による労務管理を支えるものとして、怠惰な労働に対しては苛酷な罰則規定を設ける社会になること。
- ⑤ 公共用機械時計による人工の時間が人びとすべての共通の時間となり、秩序的・組織的行動が行われる社会になること。
- ⑥ 時間が共同体のものから個人のものになり、ブルジョワが時間と労働を支配する社会になること。

問9 傍線部E「これによって『タイム・イズ・マニー』が、既に現実生活のなかで重みをもって
いたことが分かる」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答
番号は 34。

- ① 作品中心の労働社会では仕事と生活との間にあまり区別がなく、働くことと一日の時間を
過ごすこととの間に大きな対立はなかったこと。
- ② イギリスにおける作品中心の労働から時間労働への転換は、だいたい十六世紀中ごろから
始まったと考えられること。
- ③ 一五二四年の「コヴェントリの賃銀規定」に、八十ポンドの毛織物を一反織る賃銀が五シ
リングであると明記されていたこと。
- ④ 日本の戦国時代の早い時期に、イギリスではすべての職人および労働者は日給または週給
で雇われていたこと。
- ⑤ イギリスの「徒弟法」には、厳格な時間による労務管理と怠惰な労働に対する苛酷な罰則
規定がついていたこと。
- ⑥ エリザベス一世の時代の就労規則には、約十二時間半の拘束時間の中で朝食や午餐等のた
めの時間が正当な権利として明記されていたこと。

問10 空欄 甲 に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑥のうち
から一つ選べ。解答番号は 35。

- ① 時間の本質
- ② 利潤と時間
- ③ 公共用機械時計
- ④ 時間意識の革命
- ⑤ 新しい時間の尺度
- ⑥ 時間の正確な計測

問11 空欄 乙 に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑥のうち
から一つ選べ。解答番号は 36。

- ① 時間に縛られた労働
- ② 怠惰な労働と厳罰化
- ③ 労働時間と賃銀の規定
- ④ 共通の時間意識と労働
- ⑤ イギリスの雇用労働の転換
- ⑥ 実働約十二時間半の労働者

問12

本文の内容に合致するものを、次の①～⑨のうちから二つ、選べ。ただし、解答の順序は問わない。解答番号は

37

38

- ① 季節や場所のいかんにかかわらず昼も夜も一時間の長さは同じで変わらないとする考え方は、機械時計の出現によって初めて生まれたわけではなく、時間の管理がやっかいであった古代の日常生活では、むしろはるかに便利で実用に適していた。
- ② 新しい時間観念は利子をめぐる問題から新旧勢力の決定的対立をもたらし、商人高利貸資本側は、時間売って利子をとる行為はキリスト教の神学的時間に背き神を冒瀆するものであるとして教会の態度を非難した。
- ③ ギリシア正教会は商人と和解しなかったばかりか、時刻制度という新思想を受け入れることさえ許さなかったため、二十世紀になっても十四世紀と同じく、正教会の壁に時計を取り付けることが禁じられていた。
- ④ 日の出から日没までの時間と日没から日の出までの時間を、それぞれ十二時間とする計算方法は自然の摂理に合致しており、農業を生活の基礎とする社会では、太陽と自然の一定のリズムに従って設定された定時法がもつとも自然に適した時刻制度であった。
- ⑤ ヨーロッパ各都市のいたるところ教会の壁に取り付けられた大時計こそは、時間の秩序において市民共同体運動のもたらした一大革命であったとフランスの歴史家ル・ゴフは指摘しており、その一大革命こそ近代的資本主義的時間の成立を意味する。
- ⑥ 時間が貨幣になると、やがて時間は共同体のものから個人のものになるが、時間の個人所有は室内時計やウォッチの出現というハードの発達に対応するため、とりわけ個人で時計をもつことのできたブルジョワが時間と労働を支配するようになってゆくのは必然である。
- ⑦ イタリアの都市から定時法の普及は始まり、一日を等分の二十四時間に分けて、夜中の一時に一つ、二時には二つといったふうに順次、等間隔時で二十四回、最初の鐘を鳴らしたのは、十四世紀のサン・ゴッタルド教会であった。
- ⑧ 作品中心の労働であった職人の仕事は、近代的時間の成立とともに時間に縛られた賃労働へと変わってゆき、その転換期はイギリスの場合、「コヴェントリの賃銀規定」と「徒弟法」の賃銀規定との相違から、十六世紀中ごろと推測できる。
- ⑨ 日本でいえば戦国時代の早い時期に、イギリスで厳格な時間による労務管理を支えていたのは、「徒弟法」第九条に明記される、一時間さばれば日給六―七ペンスから一ペンスを差し引くという苛酷な罰則規定である。